

北斎ふるさと納税に関する基金等のあり方について

1 北斎ふるさと納税による指定寄付金と基金への積立て

北斎ふるさと納税により募集した指定寄付金と基金への積立てに係るこれまでの経緯と今後の方針については、下表のとおりである。

	目的		基金への積立状況	
	平成29年度～ 令和4年度	令和5年度～	令和5年度積立	令和6年度積立
用途	① すみだ北斎美術館の管理運営費		北斎基金 ※ (358,101千円)	北斎基金
	② 北斎関連の資料収集			
	③ 北斎と隅田川をテーマとしたアートプロジェクト		文化観光基金 (すみゆめ 31,500千円) (総合的芸術祭 100,000千円)	文化観光基金 (すみゆめ) (総合的芸術祭)
		④音楽事業などの文化芸術関連事業	公共施設等整備基金 (568,220千円)	(トリフォニーホール大規模修繕)

※ 令和6年5月31日時点の基金残高：3,627,862千円

【参考】各基金の目的

基金	設置目的
墨田区北斎基金	北斎美術館の施設整備及び運営に必要な資金に充てる
墨田区文化観光基金	文化観光の振興資金に充てる
墨田区公共施設等整備基金	公用又は公共用に供する施設の建設並びに計画的な修繕及び更新に必要な資金に充てる

2 今後の方針等について

北斎ふるさと納税寄付者の意思に配慮した指定寄付金の基金への積立てと、その活用状況を分かりやすく明示することにより、指定寄付金の管理から活用までの流れを明確にし、区民及び納税寄付者の理解を深めることを目的とした見直しを行う。

具体的な見直しの概要は、次のとおりである。

(1) 北斎ふるさと納税寄付募集に際しての用途の明確化

令和7年度から、各寄付募集サイトにおいて用途を明確に表記するとともに、区公式ウェブサイトにおける積立実績及び活用状況の公表についても、この用途に沿った分かりやすい内容に改める。

(2) 基金への積立状況の明確化

「墨田区文化観光基金条例」について、第1条の「設置目的」の中にすみだトリフォニーホールの修繕資金に充てることを追記するほか、第2条の「積立て」に関して、目的のための寄付金の積立てを明示する等の改正を行う。

(3) 予算書等への明記

予算書において、寄付金の内訳（歳入）及び積立金の内訳（歳出）を表記し、執行実績報告書についても同様に説明欄に明記する。

(4) すみだトリフォニーホール修繕事業について

多額の財政負担が想定されるため、令和6年度以降も引き続き一定規模の基金積立てを行い、財源対策として活用していく。